

○紀南地方老人福祉施設組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(平成16年2月25日)
条例第1号

改正 平成17年4月1日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、次条に定める事項を除き、白浜町の例による。

(休日の振替え等の特例)

第3条 職員が12月29日から翌年の1月3日までの日（週休日及び国民の祝日の関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に勤務した場合には、休日の振替え又は休日に代わる日の指定を行わないものとする。

附 則（平成16年2月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。